

科目名 Subject Name		開講年次	開講学期	曜日・時限
コミュニケーション技術Ⅰ Communication skills Ⅰ		1年	前期	別途、時間割参照
単位数	授業の形態	授業の性格		
1単位	演習	選択 (介護福祉士養成課程 必修)		
当該科目の理解を促すために受講することが望まれる科目				
特になし				
同時に履修しておくことが望まれる科目				
人間関係とコミュニケーション				
担当者に関する情報				
氏名	研究室の場所	オフィスアワー	電話番号・メールアドレス	
森 千佐子	福祉棟 2F	月・水・金曜日 (授業時間を除く)	授業中に指示します	
授業の概要				
「コミュニケーション技術Ⅰ」では、「人間関係とコミュニケーション」の授業で学んだことをふまえ、介護におけるコミュニケーションの意義や目的等について理解し、コミュニケーション技法の習得を目指す。さらに、さまざまな介護場面における利用者・家族とのコミュニケーションについて具体的に学習する。				
授業の到達目標				
①介護におけるコミュニケーションの意義・目的・役割について理解できるようにする。 ②さまざまなコミュニケーション技法が習得できるようにする。 ③再構成やプロセスレコードの目的・方法が理解でき、自己理解と他者理解に役立てられるようにする。				
授業の方法				
事例をもとにロールプレイやグループディスカッションを行い、利用者の状態や状況に応じたコミュニケーションについて考える授業とする。また、学んだ基本知識を実際のコミュニケーションに活かせるようにする。				
学習の成果				
①介護におけるコミュニケーションの意義・目的・役割について、説明することができる。 ②傾聴、質問、相談・助言・指導の技法など、さまざまなコミュニケーション技法のポイントを列挙することができる。 ③プロセスレコードの目的や方法について理解し、日常における場面の再構成をすることができる。 ④プロセスレコードを考察し、自己の傾向について気づくことができる。				
授業のスケジュールと内容				
第1回目	ガイダンス (授業概要と進め方・成績評価の方法など) 介護におけるコミュニケーションとは① 意義と目的 【講義】			
第2回目	介護におけるコミュニケーションとは② コミュニケーションの基本 【講義】			
第3回目	介護におけるコミュニケーションの役割 【講義】			
第4回目	介護における生活支援とコミュニケーション① 介護技術とコミュニケーション 【講義と演習】			
第5回目	介護における生活支援とコミュニケーション② 介護福祉士に求められるコミュニケーション 【講義と演習】			
第6回目	介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション① 話を聴く技法 【講義と演習】			

第7回目	介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション② 利用者の感情表現を察する技法、納得と同意を得る技法 【講義と演習】	
第8回目	介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション③ 質問の技法 【講義と演習】	
第9回目	介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション④ 相談・助言・指導の技法 【講義と演習】	
第10回目	介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション⑤ 利用者の意欲を引き出す技法 【講義と演習】	
第11回目	介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション⑥ 意向を調整する技法 【講義と演習】	
第12回目	自己理解と他者理解① プロセスレコードとは 【講義】	
第13回目	自己理解と他者理解② プロセスレコードの記述方法 【講義と演習】	
第14回目	自己理解と他者理解③ プロセスレコードの考察・評価 【演習とまとめ】	
第15回目	まとめと試験	
成績評価の方法と基準		
評価の領域	割合	評価の基準
授業参加態度	20%	以下の視点で評価する。教材を準備して授業に臨み、必要なことはノートにとり、わからないことは質問すること。また、グループでのコミュニケーション演習に積極的に参加し、学びを共有すること。
レポート	30%	プロセスレコードを用い、日常生活の中の一場面を再構成し考察する。S評価のレポートは、再構成の理由が明確で、相手の言動、自分が知覚したことや言動がわかりやすく記述されており、学びが具体的であること。
調査報告書		
小テスト		
中間・学期末試験	50%	穴埋め、記述、文章の正誤を判断する問題等により、知識の確認をする。
発表内容（態度含む）		
その他		
教科書と参考図書		
教科書：新・介護福祉士養成講座 第5巻「コミュニケーション技術」 中央法規出版		
履修上の心得・ルール		
講義・グループ演習に積極的に参加し、学びを共有してほしい。机上に携帯電話、飲み物など教材以外のものを置くことは禁止する。やむを得ず欠席する場合は、必ずその部分の学習を補い、届け出は速やかに提出すること。		